第九十八条第１項第１号中「にあって」を「であって」に改め、同項第１１号中「（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）」を削り、同項第１１号イ及びロ中「炭酸ガスによる方法」の下に「（液化石油ガスを燃料とする自動車に限る。）」を加え、「審査」を「検査」に改め、「発煙剤による方法」の下に「（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。）」を加え、同号ハ及びニ中「審査」を「検査」に改め、同項第九号中「本号」を「この号」に、「審査」を「検査」に改め、同項に次の１号を加える。

十五　圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則17. に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6. 4. から6. 11. までの規定に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則17. 1. 2. に限る。）規定は適用しない。

第九十八条第１１項中「側車付二輪自動車を除く。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは第２号及び第３号の基準に適合するものとする。

第九十八条第１１項第１１号中「燃料装置が、」を「圧縮水素ガス燃料乗用自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては、燃料装置が」に改め、同号後段を削り、同号を第１１号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

二　圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量4.54ｔ未満のもの（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この号及び次号において「圧縮水素ガス燃料乗用自動車」という。）にあっては、その燃料装置が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則5. 2. 1. （5. 2. 1. 1. 2. を除く。）及び6. 1. 3. から6. 1. 6. までに限る。）に適合するものであること。

ロ　容器附属品は別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3. 1. 1. に定める基準に適合するものであること。

ハ　ガス容器及び容器附属品は、別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3. 5. 6. に定める基準に適合するものであること。この場合において、同別添3. 5. 6. 中「3. 5. 5. が適用される自動車」とあるのは「細目告示第98条第３項第２号ホが適用される自動車」と読み替えるものとする。

ニ　保安基準第17条第３項の規定が適用される自動車以外の圧縮水素ガス燃料乗用自動車のガス容器及び容器附属品は、別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3. 5. 4. に定める基準に適合するものであること。

ホ　座席の地上面からの高さが700㎜以下の圧縮水素ガス燃料乗用自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が乗車定員10人以上のものの形状に類するものを除く。）は、別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3. 5. 5. に定める基準に適合するものであること。この場合において「3. 5. 5. 1. 及び3. 5. 5. 2. の方法」とあるのは「世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則6. 1. 1. 及び6. 1. 2. に限る。）に定める方法」と「3. 5. 5. 3. の基準」とあるのは「世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則5. 2. 2. に限る。）に定める基準」と読み替えるものとする。

第九十八条第１４項中「圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の」を削り、「、別添17に定める基準とする。」を「次の各号に掲げる基準とする。」に改め、同項に次の１１号を加える。

一　圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上のもの、車両総重量が2.8ｔを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）にあっては、別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則5. 2. 2. に限る。）に定める基準に適合するものであること。この場合において、同別添3. 1. 3. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、５分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流において、ガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあり、及び同別添3. 2. 4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流失又は滴下する燃料の量を、５分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則6. 1. 1. 及び6. 1. 2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。

二　圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上のもの及びその形状が乗車定員10人以上のものの形状に類するもの、車両総重量2.5ｔを超えるもの及びその形状が車両総重量2.5ｔを超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足第４改訂版附則３の規則1. 、3. 及び4. に限る。）に定める方法及び世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則6. 1. 1. 及び6. 1. 2. に限る。）に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則5. 2. 2. に限る。）の基準に適合するものであること。

三　前２号に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上のもの、車両総重量が2.8ｔを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）にあっては別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める基準とする。

第九十九条第１項中「9. 3. 」を「規則9. 3. 」に改め、同条第１１項第１１号中「協定規則第100号改訂版補足改訂版5. 1. 1. 5. 」を「協定規則第100号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5. 1. 1. 5. に限る。）」に改める。

第百二十四条第１１項第１号中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に、「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則5. 2. 22. に限る。）」に改める。

第百二十九条の１１第１１項第十六号及び第十七号中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に、「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 23. の規定」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則5. 2. 23. に限る。）」に改め、同項第九号中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改める。

第百六十八条第１１項第１号イからニまで以外の部分、同号ハ及び同項第１２号中「表１の識別対象装置欄に掲げる装置」を「手動操作装置」に改め、同項の表１及び表２を次のように改める。